

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年8月5日は30万円、同年12月29日及び21年8月4日は29万4,000円、同年12月29日及び22年8月4日は30万円、同年12月29日は29万4,000円、23年8月2日は30万円、同年12月28日は29万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月5日
② 平成20年12月29日
③ 平成21年8月4日
④ 平成21年12月29日
⑤ 平成22年8月4日
⑥ 平成22年12月29日
⑦ 平成23年8月2日
⑧ 平成23年12月28日

私が、A社に勤務していた時に支給された申立期間に係る賞与について、事業主が当該賞与支払届を、国の厚生年金保険料徴収権の時効成立後の平成26年6月30日に提出したため、年金額に反映されない記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳及び同社の事業主の供述によ

り、申立人は申立期間に同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 8 月 5 日は 30 万円、同年 12 月 29 日及び 21 年 8 月 4 日は 29 万 4,000 円、同年 12 月 29 日及び 22 年 8 月 4 日は 30 万円、同年 12 月 29 日は 29 万 4,000 円、23 年 8 月 2 日は 30 万円、同年 12 月 28 日は 29 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る届出を行っていること、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における船員保険の被保険者資格取得日は昭和15年6月1日、同資格喪失日は16年7月27日であると認められることから、申立期間の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和15年6月から同年8月までを45円、同年9月から16年6月までを55円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和15年6月1日から16年7月27日まで

私の夫は、申立期間に、A社が所有する船舶に乗船していたと生前に聞かされていたが、当該期間に係る船員保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたA社に係る就業履歴台帳を見ると、申立人は、昭和15年5月8日に同社に雇い入れられ、同社が所有する船舶「C丸」に乗船した後、16年7月26日に雇止めとなっていることが確認できる。

一方、「船員保険被保険者臺帳」によると、申立人と同姓同名で、生年月日が一致する申立人のものであると考えられる記録があり、当該記録において船舶所有者がA社である船舶「C」について、資格喪失日は昭和16年7月27日と記載されているものの、資格取得日の記載が無いことが確認できる。

しかし、B社から提出されたA社の申立人に係る船員保険の被保険者台帳を見ると、資格取得日は昭和15年5月9日、資格喪失日は16年7月27日及び船名は「C丸」と記載されていることが確認できる。

また、申立期間に係るA社の船員保険被保険者名簿は見当たらない上、上記「船員保険被保険者臺帳」の状況を踏まえると、申立期間当時の社会保険事務

所(当時)における記録の管理は十分に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和15年5月9日に船員保険の被保険者資格を取得し、16年7月27日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立人のA社における船員保険の被保険者資格取得日は、船員保険法における船員保険の保険給付及び費用の負担に関する規定は昭和15年6月1日から施行されたことから、当該規定の施行日である同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記「船員保険被保険者台帳」及び上記被保険者台帳において確認できる標準報酬月額等級から、昭和15年6月から同年8月までは45円、同年9月から16年6月までは55円とすることが妥当である。

中国（島根）国民年金 事案 1540

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から同年9月まで

私は、申立期間について、厚生年金保険のほか国民年金の保険料を納付しており、当該期間に係る国民年金保険料の領収書が手元にあるのに、国（厚生労働省）の記録では納付した記録は無く、当該期間の保険料の還付を受けた記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料納入通知書兼領収書から、申立人が主張するとおり、申立期間については国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、当該期間は厚生年金保険の加入期間であり、制度上、当該期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできず、還付処理がなされた昭和52年には、当該保険料を充てることができる未納期間も無いことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、申立期間に係る国民年金保険料が昭和52年9月に還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことがうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3205

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月6日から41年9月21日まで
私が勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者記録については、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は、脱退手当金を請求した記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱*」の記載があることが確認できる。

また、申立人には、昭和41年9月21日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、48年2月5日に厚生年金保険被保険者となるまで公的年金の加入履歴が無いことなどから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

なお、申立人の脱退手当金の支給に当たり、申立期間前の二つの被保険者期間については、脱退手当金の計算の基礎とされていないが、申立期間を含め三つの厚生年金保険被保険者期間は、請求時点では、それぞれ異なる厚生年金保険被保険者番号で管理され、被保険者名も申立期間については「B」で、他の二つの期間は「C」であることが確認できることから、当時、申立人からの請求が無い場合、社会保険事務所（当時）では他の二つの被保険者期間を把握することは困難であったとみられ、一部被保険者期間についての支給であることをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

このほか、申立人から聴取しても、脱退手当金を請求及び受給した記憶が無いというほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3206

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 21 日から 36 年 1 月 1 日まで

私は、A社B工場及びC社D工場に昭和 32 年 2 月から 37 年 10 月まで継続して勤務した。

しかし、A社B工場からC社D工場に異動した時期である昭和 35 年 12 月 26 日から 36 年 1 月 1 日までの期間が、厚生年金保険に未加入となっている。

私が所持する辞令書では、昭和 35 年 12 月 21 日付けでA社からC社D工場に出向と記載されており、同社同工場に係る資格取得日は 36 年 1 月 1 日ではなく 35 年 12 月 21 日となるはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社及びC社の辞令書により、申立人は、昭和 35 年 12 月 21 日付けで同社D工場に勤務となったことが確認できる。

しかしながら、C社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社同工場は、昭和 36 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社は、昭和 41 年 6 月にA社との合併により解散している上、同社は、「災害により本社ビルが倒壊し、人事関連書類等全て滅失したため、申立人の勤務実態、給与控除、転勤の有無等全て不明である。」と回答していることから、申立人の同社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失及びC社D工場における被保険者資格の取得に係る届出の状況並びに35年12月の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭

和 36 年 1 月 1 日に同社同工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した者は申立人を含めて 124 人いるが、申立人のみが A 社 B 工場における被保険者資格を喪失していることから、同様な取扱いであった同僚は見当たらず、申立人の同社同工場及び C 社 D 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得に係る届出の状況及び申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

なお、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 35 年 12 月 26 日に被保険者資格を喪失した記録となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 7 月まで

私は、昭和 55 年 4 月から 58 年 7 月まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人は、昭和 55 年 4 月 1 日から 58 年 7 月 5 日まで A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムでは、A 社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A 社に係る商業登記簿によると、同社は平成 8 年に解散している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が一緒に勤務したとして姓のみを挙げた同僚 3 人については、個人を特定することができず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A 社の元監査役は、「A 社は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3208

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月

私は、A社から申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した支給金額一覧表により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受けていたことは認められるものの、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から平成 2 年 1 月 8 日まで

私は、A社で昭和 53 年 9 月 1 日から平成 3 年 4 月 30 日までの期間、厚生年金保険に加入し、給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。

しかし、申立期間に厚生年金保険に加入していないことになっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の加入記録並びに元事業主の妻及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、上記の元事業主の妻は、申立人に係る申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格が確認できる 11 人に照会したところ、回答があった 6 人のうち、5 人が申立人を覚えているとしているものの、当該 5 人のうち 4 人は、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入の有無及び給与からの厚生年金保険料控除については分からない旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているとともに、国民健康保険にも加入していることが確認できる。

加えて、申立人の国民年金被保険者名簿には、国民年金被保険者の資格喪失日欄に「2・1・8」、同名簿の備考欄に「A社」と記載されていることから、平成 2 年 1 月 8 日にA社で厚生年金保険に加入したことにより、国民年金の被保険者資格を喪失したことが推認できる。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 8 月 8 日
② 平成 20 年 12 月 22 日
③ 平成 21 年 8 月 12 日
④ 平成 21 年 12 月 16 日
⑤ 平成 22 年 8 月 9 日
⑥ 平成 22 年 12 月 21 日

A社において、申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、当該賞与の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に申立人の申立期間に係る賞与の支給及び保険料控除について照会したものの、回答が得られず、申立期間当時の状況について確認できない。

また、申立期間①から④までについて、B市から提出された申立人に係る平成20年分及び21年分の市民税・県民税所得課税証明書において確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録における20年及び21年の申立人の標準報酬月額に基づき算出した社会保険料額を上回る金額となっていることが認められるものの、申立人から賞与を受領したとする銀行口座の預金通帳の写しの提出の同意が得られず、申立人は、当該銀行口座に係る取引履歴等の金融機関への照会について望んでいない上、賞与支払明細書も無いことから、当該期間に係る賞与の支給及び保険料控除について確認できない。

さらに、申立期間⑤及び⑥について、申立人から提出されたA社に係る平成22年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、B市から提出された同年分の市民税・県民税所得課税証明書の社会保険料額とは相

当な額の相違があることから、当該期間に係る保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（鳥取）厚生年金 事案 3212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 12 月 1 日まで

私の兄は、私が中学校 3 年生の時に、A 社に B 職として入社したと記憶しているが、厚生年金保険の加入記録が無い。入社して間もなく発生した火災により、同社の記録等が消失したのではないかと思うので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の実弟が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された「役員及職員名簿（1952、1953）」（以下「職員名簿」という。）から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、同社 C 支局に「業務嘱託」として勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社本社の事務担当者は、「当時の社会保険関係の資料は、保存期間満了により残っていない。また、会社の資料として、職席、発令月日、俸給等が記載された「職員カード」を保管しているが、当社 C 支局に係る「職員カード」に申立人の職員カードは無い。さらに、申立人と同じ「業務嘱託」である者に係る「職員カード」の俸給欄を見ると、空欄もしくは無給とあるため、申立人も同様の処理がなされており、当時、「業務嘱託」の者は厚生年金保険への加入基準に達していなかったのではないかと推測する。」と回答している。

また、上記職員名簿の「社員」欄に記載されている同僚の「職員カード」によると、当該同僚は、「業務嘱託」として A 社 C 支局に入社後、「社員」となるまでは厚生年金保険に加入していないことがオンライン記録と照合して確認できる。

さらに、オンライン記録から、上記職員名簿に「業務嘱託」として名前が記

載されている申立人以外の二人についても、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、上記職員名簿に記載されている同僚は、死亡又は所在不明のため供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。